

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型通所サービス事業実施要綱

平成 28 年 10 月 27 日

告示第 303 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日

告示第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者等が地域において自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号。以下「市要綱」という。）第 4 条第 1 号イ及び第 2 号ウに規定する通所による住民主体のサービス（以下「住民主体型通所サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 住民主体型通所サービス事業は、次に掲げることを実施の目的とする。

- (1) 地域の仲間と運動等介護予防の取組が実施できる定期的かつ継続的な集いの場を開くことで、要支援者等が要介護状態等となることの予防
- (2) 要介護状態等の軽減又は悪化の防止により、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援
- (3) 集いの場の運営を住民が主体的に行うことにより地域の支え合いの体制づくりを推進

(事業の内容)

第 3 条 住民主体型通所サービス事業は、次条に規定する事業の対象者に対して前条の目的を達成するため、別表第 1 に定めた事業内容を実施するものとする。

(事業の対象者)

第 4 条 住民主体型通所サービス事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市要綱第 4 条第 1 号イの対象者は、松阪市に住所を有する 1 号被保険者で要支援認定者及び基本チェックリストの結果が基準に該当するサービス事業対象者とする。
- (2) 市要綱第 4 条第 2 号ウの対象者は、松阪市に住所を有する第 1 号被保険者とする。
- (3) その他、地域の状況により市長が認めた者。

(事業の実施者)

第 5 条 住民主体型通所サービス事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、自治会及び老人会等の地区の組織団体や松阪市介護いきいきサポーター等の住民有志によるボランティアとし、住民主体の実施とする。

(事業実施の手続き)

第 6 条 住民主体型通所サービス事業を実施しようとする者は、事業開始 30 日前までに

次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民主体型通所サービス事業実施届出書（様式第1号）
- (2) 住民主体型通所サービス事業参加登録者名簿（様式第2号）
- (3) 住民主体型通所サービス事業年間計画書（様式第3号）
- (4) 会の規約
- (5) その他市長が必要と認める書類
（運営の委託と開設補助）

第7条 市長は、前条の届出が提出された者に、別途委託契約を締結することとし、当該契約に基づき、実費相当の委託料を支払うものとする。

- 2 市長は、前条の届出が提出された者で、開設における施設整備及び備品購入を必要とする場合は、別に定めるところにより、住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金を交付するものとする。

（事業実施における留意点）

第8条 事業実施者は、市要綱第4条第1号イの事業を実施する際は、次の内容を遵守しなければならない。また、市要綱第4条第2号ウについてもこれに準ずるものとする。

- (1) 事業実施者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じるものとする。
- (2) 事業実施者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 事業実施者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業実施者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、住民主体型通所サービス事業廃止・休止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 事業実施者は、利用者に対し年1回の基本チェックリストの実施をするものとする。

（利用者負担、徴収等）

第9条 事業実施者は、事業の実施に当たり、食材費等実費や利用料に関して利用者から徴収することができる。なお、徴収を行う場合は、事前に利用者へ徴収額を告知するものとする。

（苦情対応及び事故発生時の対応）

第10条 事業実施者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応を心がけるものとする。

- 2 事業実施者は、事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置に

ついて記録しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行とする。

別表第1（第3条関係）

	市要綱第4条第1号イ 通所型サービスB 住民主体による支援	市要綱第4条第2号ウ 地域介護予防活動支援事業
サービス内容	要支援者及びサービス事業対象者を中心（概ね半数以上）とし、介護予防の運動を毎回概ね30分以上実施する介護予防のための集いの場を開催する。	地域住民主体の体操・運動等の活動や趣味活動、交流、会食等による介護予防のための集いの場を開催する。
開催頻度	週1回以上、1回2時間以上	月1回程度
参加人数	毎回、参加者は5人以上で、そのうち、半数以上は要支援者及びサービス事業対象者であること。又は登録人数が10人以上のときは、要支援者及びサービス事業対象者の参加者が5人以上であること。	毎回、参加者は5人以上であること。
ケアマネジメント	ケアマネジャーによるケアマネジメントを必要とする。	ケアマネジャーによるケアマネジメントは不要とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

住民主体型通所サービス事業実施届出書

住民主体型通所サービス事業を実施したいので、下記のとおり届出します。

記

名称	
代表者氏名	
代表者住所	
事業実施場所	
事業参加人数	○別紙登録者名簿参照
事業開催回数	○別紙年間計画書参照
会 則	別紙参照

様式第3号（第6条関係）

住民主体型通所サービス事業年間計画書

実施月	実施内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

住民主体型通所サービス事業廃止・休止届出書

住民主体型通所サービスを廃止・休止したいので、下記のとおり届出します。

記

名称	
代表者氏名	
代表者住所	
事業実施場所	
廃止・休止の月日	
廃止・休止の理由	